

八千代市入札結果等公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約（公有財産に係る契約を除く。）に係る競争入札の透明性の確保を図るため、入札結果等の公表の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表事務)

第2条 公表の事務は、契約担当課において行うものとする。

(公表事項)

第3条 公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札の日時及び場所
 - (2) 契約の件名及び履行場所
 - (3) 予定価格
 - (4) 調査基準価格
 - (5) 最低制限価格
 - (6) 失格判定基準価格
 - (7) 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - (8) 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - (9) 一般競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- 2 継続性又は反復性を伴う契約で、前項第3号の事項を公表することにより、市に不利益が生じるおそれがある場合は、前項の規定にかかわらずこれを公表しないことができるものとする。

(公表時期)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、一般競争入札の場合は、公告の日に行うものとし、指名競争入札の場合は、指名の日に行うものとする。

2 前条第1項第3号から第9号に掲げる事項の公表は、落札者決定後速やか

に行うものとする。

(公表期間)

第5条 公表の期間は、公表の日の属する年度の翌々年度末日までとする。

(公表方法)

第6条 公表の方法は、閲覧方式とし、契約担当課窓口及び情報公開室において行うものとする。

2 前項に定めるほか、日刊新聞紙等の報道機関への情報提供及びインターネットによる公表を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。